

第5章 会計年度任用職員

○鳥羽志勢広域連合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例

〔 令和3年12月15日
条 例 第 3 号 〕

鳥羽志勢広域連合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和2年条例第1号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第203条の2第5項及び第204条第3項に基づき、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員（以下「会計年度任用職員」という。）の給与及び費用弁償について定めるものとする。

（会計年度任用職員の給与等）

第2条 鳥羽志勢広域連合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例については、志摩市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年志摩市条例第17号。以下「志摩市会計年度任用職員給与条例」という。）の規定（第4条及び第30条の規定を除く。）を準用する。この場合において、志摩市会計年度任用職員給与条例中「市長」とあるのは「広域連合長」と、「志摩市職員の給与に関する条例（平成16年志摩市条例第55号。以下「給与条例」という。）」とあるのは、「鳥羽志勢広域連合職員の給与に関する条例（平成16年鳥羽志勢広域連合条例第2号）によりその例によることとされる志摩市職員の給与に関する条例（平成16年志摩市条例第55号。以下「給与条例」という。）」と、「志摩市職員の特殊勤務手当に関する条例（平成16年志摩市条例第56号。以下「特殊勤務手当条例」という。）」とあるのは、「鳥羽志勢広域連合職員の特殊勤務手当に関する条例（平成11年鳥羽志勢広域連合条例15号。以下「特殊勤務手当条例」という。）」と、「志摩市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成16年志摩市条例第41号。以下「勤務時間条例」という。）」とあるのは、

「鳥羽志勢広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成11年鳥羽志勢広域連合条例第9号）によりその例によることとされる志摩市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成16年志摩市条例第41号。以下「勤務時間条例」という。）」と、「志摩市職員等の旅費に関する条例（平成16年志摩市条例第58号）」とあるのは、「鳥羽志勢広域連合職員等の旅費に関する条例（平成13年鳥羽志勢広域連合条例第2号）」と読み替えるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。